回覧

中川村営農センターだより

中川村大草4045-1　中川村地域農業再生協議会
発行日　令和８年11月16日

先月下旬、中川村内において、ブドウの盗難被害が発生しました。安全と思われていた道路から近い圃場であったため、今後はどの圃場でも被害に遭う可能性があります。以下の防犯対策のポイントを参考に自衛を講じるとともに、地域ぐるみの取り組みのご協力をお願いします。

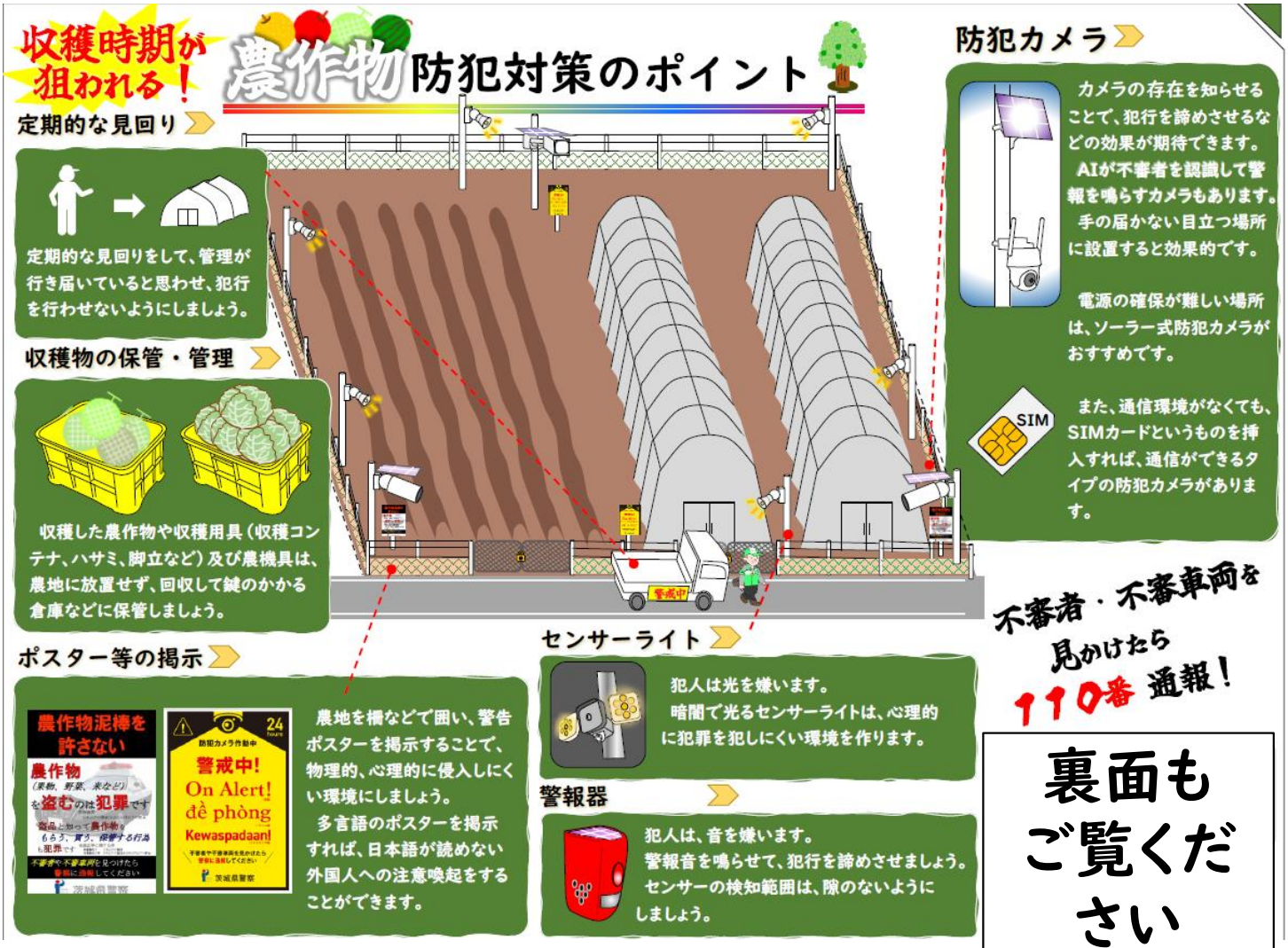

裏面もご覧ください

◆農地を一時的に別用途に利用する際は農業委員会に届出をお忘れなく！

農地を一時的に別の用途に使用する場合は、村農業委員会に「農地利用届」と利用後に農地に復旧する旨の「確約書」を提出する手続きが必要です。現在、農地を以下の用途で使用しているものの、まだ届出をしていない方は、至急、村農業委員会にご相談ください。

☑一時利用の例･･･現場事務所、資材置き場、土捨場、その他これらに類する一時的な利用

◆冬の鳥獣対策強化にご協力を！

近年、温暖化の進行により冬を越す鳥獣が増え、農業被害が深刻化しています。通学路の近くでもサル・シカ・イノシシ・クマが目撃されるなど、野生鳥獣との距離が近くなっています。

農作物や子どもたち、さらには地域住民の安全を守るため、地域ぐるみで以下の対策に取り組むようご協力をお願いします。特に餌が少なくなるこれからの冬場は、地域全体で残渣を適切に処理し、
冬を越す有害鳥獣を減らすためご協力をお願いします。

☑ **誘引物（餌）の除去**
放置果樹・廃果・生ゴミなどを除去し、適切に処理するとともに堆肥化を進めましょう

☑ **緩衝帯整備**
出没が多い場所では、藪の伐採や刈払いを行い、見通しをよくしましょう

サルの効果的な被害軽減に向けて

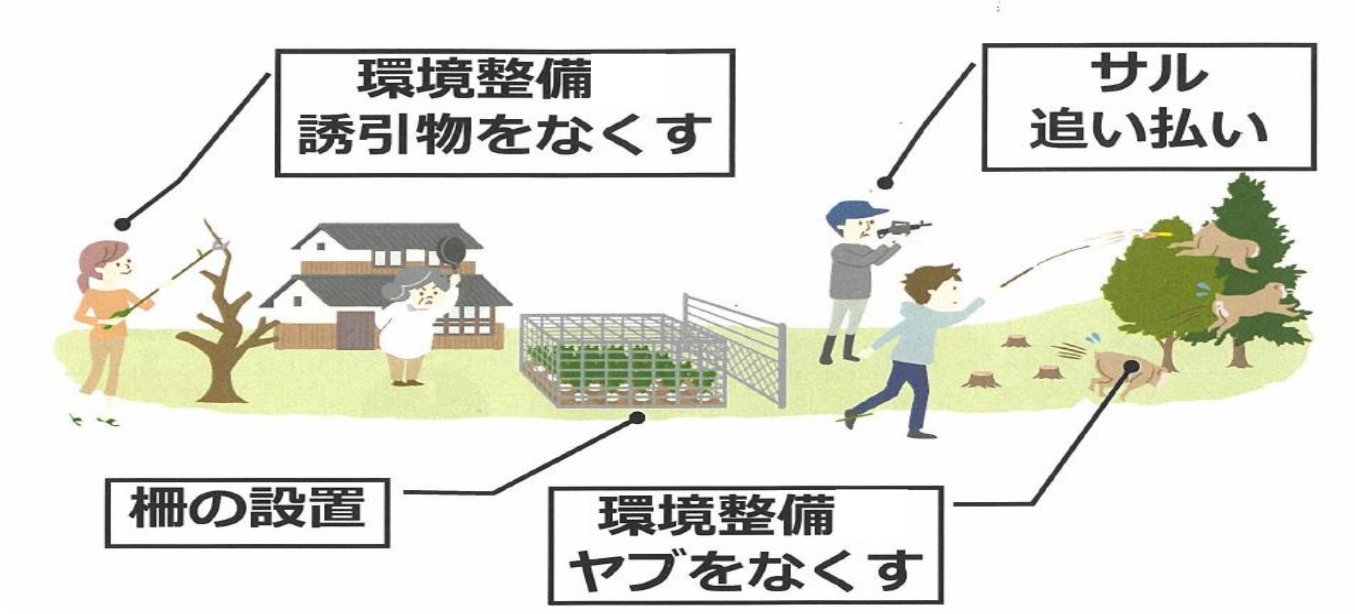

◆放置果樹等を伐採します

収穫しなくなった柿の木を伐採したくても高齢や機械が無いなどの理由で自分では伐採ができない方に代わり、村に登録したボランティアが無償で伐採をします。伐採した木は薪として活用されます。伐採する果樹がある方は、役場農政係へご連絡いただくか、右記QRコードからお申込みください。

伐採依頼

問合せ先　中川村地域農業再生協議会事務局（農政係）0265-88-3042